

# 政経研究時報

No. 13-4 (2010. 3)

財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

## 【目次】

JAS法にみる食品表示制度の課題	渡辺 新 (政治経済研究所)	1
戦時下の栄養問題と三輪寿壮	山本唯人 (政治経済研究所)	6
高田太久吉著「金融恐慌を読み解く」を読んで	合田 寛 (政治経済研究所)	9

## 論 文

### JAS法にみる食品表示制度の課題

渡辺 新

(わたなべ・あらた 政治経済研究所 主任研究員)

#### 食品偽装表示事件の要因

ダイオキシンや環境ホルモン、遺伝子組み換え作物という新しい物質・作物・食品が出現し、消費者の食の安全に対する不安は高まっている。とりわけ、2001年9月に発生したBSEは、食の安全問題を国民的関心事へと押し上げた。さらに、BSE発生直後から雪印食品や日本ハムなどの食品偽装表示事件が続発し、消費者の食品表示制度に対する信頼は著しく低下することとなった。

農水省は、続発する食品偽装表示事件への対応策として、2002年7月4日にJAS法の改正を行った。改正のポイントは2つで、1つは公表の弾力化である。改正前には、指示に従わない場合のみ事業者名を公表するとしていたが、改正後は指示を受けた時点で公表することがあるとした。もう1つは罰則の強化で、改正前に個人・法人とも50万円以下の罰金であったが、改正後は個人100万円以下の罰金、法人1億円以下の罰金又は1年以下の懲役となった。しかし、企業名公

表の弾力化や罰則強化を行った後も、不二家、赤福といった老舗ブランド会社、食品加工大手のミートホープ社などで表示を偽装する事件が立て続けに起こっているのは周知の通りである。

食品の偽装表示事件発生の要因としては、まず企業におけるコンプライアンス意識の欠如を指摘することができる。雪印食品、日本ハムなど、日本を代表する食品企業が会社ぐるみで違法な偽装表示を行ったわけで、日本企業の倫理や体質が問われる問題である。次に指摘できるのは、「小売優位」となった流通問題に起因する要因である。つまり、大型チェーン量販店などに対し、欠品を恐れる納入業者が偽装表示に走るという構図である。

食品の偽装表示事件は、こうした要因のうえに発生したとはいえ、それを許してしまう食品表示制度は改めて問題にされなければならないであろう。いうまでもなく、食品表示制度は消費者に食品の安全を担保し、食品の適切な判断を促すためのものとして存在する。つまり、安全性の確保、健康の維持、品質の

確認、選択の保証など、消費者の権利に関わる存在である。しかし、日本の農畜産物の生産過程は零細で、生産された商品には大きな品質的バラツキが存在する。そのため、流通過程において選別や混合といった過程が不可欠となるのである。それ故、品質の基準があまり、法的にグレーゾーンがあれば品質や産地などの虚偽表示への誘惑は大きい。ましてや、品質の違いによって価格差が大きければ、違法ないし違法すれすれの表示によって利益追求を常態化していく食品企業の出現は充分あり得るであろう。

このように、一連の食品偽装表示事件は、それを許してしまう表示制度そのものを問わねばならないことを意味している。本稿では、JAS法を中心に食品表示制度が抱えている問題を明らかにしていくことを課題とする。

## 食品表示制度の概要

食品表示の規定がある主な法律には、次の6本がある。

### ①農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）

管掌：農水省

目的：適正表示によって消費者の適切な商品選択に資する

### ②食品衛生法

管掌：厚生労働省

目的：飲食の衛生上の危害の発生と防止

### ③健康増進法（旧栄養改善法）

管掌：厚生労働省

目的：国民の栄養改善、健康増進を図る

### ④景品表示法

管掌：消費者庁

目的：不正競争防止、消費者利益の確保

### ⑤不正競争防止法

管掌：経済産業省

目的：不正競争防止

### ⑥計量法

管掌：経済産業省

目的：適正な計量の実施を確保

このなかで具体的に表示基準を定め、表示

項目を義務化しているのは、JAS法、食品衛生法、健康増進法、計量法である。この4本の法律は、義務表示項目が記載されていなかったり、虚偽表示である場合には違反になる可能性が高いという比較的判断しやすい法律になっている。これに対し、景品表示法と不正競争防止法には義務表示項目が記載されていない。これらの法律では、表示した結果として、その内容が「消費者に著しい誤認を与えたかどうか」、あるいは「不正競争行為に該当するかどうか」ということが問われる。換言すれば、虚偽・誇大表示をしてはいけないことを定めた法律といえよう。

このように具体的な表示内容を定めた法律は、JAS法、食品衛生法、健康増進法、計量法の4本ということになる。しかし、具体的な表示内容に関する事項は、それぞれの法律の条文にすべてを記載することは不可能である。そのため、ほとんどが省令や告示によって決められることになり、JAS法関係のものだけでもその数は数十にのぼる。また、特定食品については事業者による取り決めもあり、条例での規定も含めると膨大な数になっているのが現状である。

こうした現状は、それぞれの所轄官庁の下で根拠法の目的を確保するように機能していることに原因がある。すなわち、縦割り行政として運用されているのであり、各種の表示制度が相互に関連性を有しながらも一本化された法制度になっていないことを意味している。

## JAS法の沿革と品質表示

食品表示制度には、義務表示と任意表示があり、対象とする食品も制度ごとに限定される場合が多い。そのなかでJAS法は、財務省が所管する酒類を除くすべての食品に対し、その品質に関する表示を義務づけている。しかし、JAS法は当初から品質表示義務を規定した法律ではなかった。

JAS法は、1950年に農林物資規格法として誕生し、主に木材・木炭・乾燥水産物など

の規格を定める法律であった。この法律は、規格を満たしたものには JAS マークをつけ、規格を定めることによって高度経済成長下の大量生産・大量消費の時代における事業者間の取引をスムーズにすることを狙ったのである。また、規格に従って製品の製造機械まで統一することが可能となり、生産の効率化も促進した。つまり、制定当初の JAS 法は、消費者よりも生産者や事業者のための法律という性格が強く、JAS 規格を普及させて生産と流通の合理化を図ることに最大の目的があった。

ところが、高度経済成長下に森永砒素ミルク中毒事件（1955年）、水俣病公表（1956年）、不良ジュース追放運動（1957年）、偽牛缶事件（1960年）、サリドマイド薬害事件（1961年）、カネミ油症事件（1968年）など、食品や医薬品の欠陥商品による被害が発生し、それらが消費者側で大量生産・大量消費にともなう構造的な弊害として認識されるようになった。なかでも、偽牛缶事件は JAS 法の性格を修正する直接の契機となった。1960年、缶詰を開けたらハエが入っていたという消費者のクレームを受けた東京都が、牛肉の大和煮の缶詰を調べてみたところ、中身は牛肉ではなく鯨肉であった。これを契機に、品目ごとに規定されていた JAS マークが統一され、徐々に加工食品の規格が定められるようになっていった。JAS 法は、消費者のための法律としての性格ももたざるを得なくなったのである。

しかし、加工食品の規格が定められるようになったとはいえ、依然として JAS 法は規格を定める法律であり、品質表示については触れられていない。JAS 法によって品質表示がなされるのは、直接的には1968年の消費者保護基本法の成立によってである。この法律の成立に際し、衆参両院の付帯決議は次のように JAS 法とその運用の改善問題を提起していた。すなわち、「農林物資規格法については、輸入物資を含めて対象品目を拡大するとともに、日本農林規格の品質基準の拡大

ないし等級別基準の設定、表示制度の充実、表示方法の明確化をはかる」というものである。こうして JAS 法は1970年に改正され、法律名は現在の「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に改められた。

1970年の大改正によって、品質表示に関する規定が初めて盛り込まれた JAS 法は、内容的に2つの特徴があった。1つは、JAS 法で定められた品質事項（名称、原材料名、製造業者名など）の表示、JAS マークの貼付は事業者の任意であること。もう1つは、JAS マーク制度がある食品の内、政府が品質表示が必要と判断した食品については品質を表示しなければならないというものである。しかし、この改正では、JAS 規格で定められている食品、つまり加工食品しか品質表示を義務づけることができず、JAS 規格が定まっていない加工食品や生鮮食品については品質表示義務がなかった。

品質表示義務の拡大は、その後1993年の JAS 法改正まで20年以上にわたって実施されることはなかった。1993年、JAS 法が改正され、政府の判断ですべての食品に品質表示を義務づけることができるようになった。しかし、品質表示義務の対象となる食品数は限られており、64品目を超えることはなかった。すべての食品に品質表示が義務づけられるようになるのは、1999年の JAS 法改正によってであり、2001年4月から実施された。すべての食品に品質表示が義務づけられてから、まだ10年に満たないのである。

## SPS協定とコーデックス規格

1999年の JAS 法改正は、国内的には、「品質表示が消費者のための表示であるなら、すべての食品に品質表示を義務づけるべきだ」という消費者の声に押されてなされたというよいであろう。しかし、農水省「JAS 法の改正について」は、「食品全体を通ずる横断的な表示ルールを定め、消費者の保護や公正な取引の確保を図っていくことは、国際社会においても常識となりつつあるといえる」

と明記しており、この改正は国際規格との調和を図ろうとするものであった。

ところで、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）および WTO（世界貿易機関）のルールには食品安全に関する定義は存在しない。しかし、ウルグアイラウンド交渉が1993年に締結し、WTO 体制が成立した1995年に、貿易の技術的障壁に関する協定（TBT 協定）、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）が締結された。この2つの協定は、いわば一般法と特別法の関係にあるが、後者の SPS 協定における「衛生植物検疫措置」とは、完成品の規格、生産工程・方法、試験・検査・認証・承認手続、検疫方法、危険性評価、包装・ラベリングの表示要件などを指しており、食品安全をめぐる論議が含まれている。そして、2つの協定では、加盟国が国内規格を策定する場合は国際規格を基礎とすることが原則として義務づけられている。

食品における国際規格はコーデックス規格ということになる。この規格を作成するコーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）は、FAO（国連食糧農業機関）と WHO（世界保健機関）によって1962年に設置され、消費者の健康保護、食品の公正な貿易確保のため、食品の規格・基準などを定めることを業務としている。日本は1966年から参加しており、2010年2月現在で182か国が参加している。本来、このコーデックス規格は法的拘束力をもたないが、貿易紛争が生じた際、国際規格に従わないと WTO 紛争パネルで敗訴する可能性が高いため、各国はコーデックス規格に従わねばならなくなった。SPS 協定によって、コーデックス規格は事実上の国際的「強制規格」となったのである。

1970年の改正以降、JAS 法の品質表示義務は1993年、1999年の改正を待たねばならなかったが、1993年の改正はウルグアイラウンド交渉締結を睨んだものである。そして、1999年の改正は、コーデックス包装食品一般

表示規格との整合性をもたせ、WTO 体制下で食品表示に国際的調和を企図したものといえよう。

### 有機農産物の検査認証と表示制度

1999年の JAS 法の改正は、輸入食品が増大するなかで国際規格との整合性をもたせる方向を示すものであった。品質表示の改正点でみると、1996年に野菜5品目で始められた原産地表示の義務づけが、2001年からは生鮮食品全品目へと拡大された。農産加工食品についても、2001年に梅漬、ラッキョウ漬から始まり、2002年には農産物漬物一般へと原料原産地表示の義務づけが拡大された。さらに、消費者から反発の強かった遺伝子組み換え食品についても、2001年から表示の義務づけが行われるようになった。

こうした国際規格への調和が顕著に現れたのは、有機農産物の検査認証と表示制度である。有機農産物については、アメリカが1990年に農業法の一部として検査認証制度を導入しており、EU も検査認証制度を含む表示制度を1991年に制定している。こうした動向を受け、コーデックス委員会では、1991年の第19回総会において「有機的に生産された食品の生産・加工・表示及びマーケティングのためのガイドライン」作成に取り組むことが決定された。そして、9年間の論議を経て1999年の総会で畜産関連部分を除き採択し、畜産部分についても2001年の総会で採択された。

アメリカ、EU、コーデックス委員会の動きと同時期に、日本でも有機農産物の定義や表示の統一への検討が始まっており、1992年に「有機農産物等に係わる青果物特別表示ガイドライン」が制定されている。しかし、このガイドラインには検査認証制度はなく、罰則規定も設けられていなかったことから消費者の信用を得ることはできなかった。その一方で、輸入農産物は確実に増大し、海外で検査認証を受けた有機農産物も日本へ入ってくる状況が生まれた。こうした状況に対処するため、農水省はコーデックス委員会の作業の

進捗状況をみながら1997年に「有機食品の検査・認証制度検討委員会」発足させた。

この検討委員会は1年余りの論議を経て、「有機食品の検査認証制度の導入について」（1998年11月）という報告書を取りまとめた。この報告書には、国際的規律と調和した強制力のある検査認証制度を早期に導入すべきと記されており、1999年のJAS法改正によって有機農産物及び有機農産物加工食品の農林規格（いわゆる「有機JAS規格」）が定められることになった。その規格内容は、生産の原則、生産の基準、表示の方法、使用可能資材リストからなるが、ほぼコーデックスのガイドラインへ整合させたものになっている。こうして農家・事業者は第三者機関としての登録認定機関に申請し、認定を受けた事業者は自らの責任で検査し、適合していると判断したもののみに有機JASマークつけることができるようになった。

ところで、2005年のJAS法の改正によって、認定を受ける事業者の範囲が拡大されている。これまでの限られた事業者のほか、製造工程の管理、製品の検査を行う能力があるならば販売業者や輸入業者、さらには海外の対日輸出業者も登録認定機関に申請することが可能となった。そして、認定を受ければ、これらの事業者も有機JASマークを貼付することができるのである。国際規格への調和と同時に、農産物輸入増大のなかで規制緩和が行われているといえよう。

## 食品表示制度の課題

本稿では、JAS法を中心に食品表示制度についてみてきたが、まとめに代えて次の3点を指摘しておきたい。

第1点は、1970年代までのJAS法の改正は高度経済成長下の大量生産・大量消費にともなう食品や医薬品事故を契機としており、その改正の契機は主に国内的要因にあった。ところが、BSEや残留農薬、遺伝子組み換え食品など、1990年代以降において食の安全を脅かす問題は農産物や食品の輸入増大にと

もなうものへと変化している。そして、JAS法は、WTO体制下における貿易円滑化に向け、国際的に調和のとれた食品表示が必要とされたことに起因して改正されたといえよう。

第2点は、JAS法における品質の概念である。たとえば、従来から青果物流通において用いられてきた品質は、等級（外観の良し悪し）と階級（商品の大小）であった。つまり、JAS法が従来から定めてきた品質は、まさに商品の「規格」といえるものであった。しかし、1970年代以降、JAS法が品質表示を義務づけた背景には、消費者の品質への期待が外観品質にとどまるものでなくなったことを意味している。消費者は、遺伝子組み換え農産物か否か、BSEの有無、農産物への農薬の残留や食品への添加物の有無など、外観では判定できない内容を品質として重視するようになったのである。こうした食品の品質概念の変化は、品質基準の設定、品質の表示方法に再検討を迫っている。また、商品が品質基準を満たし、適切な表示がなされているかどうかの検証、生産過程や流過程にまで遡って食品の品質をどのように保証するのか、食品表示制度の具体的な仕組みのあり方が問われている。しかし、その解決は、行政の縦割りとそれに基づく複数の表示制度を1本化することなしには不可能であろう。

第3点は、国際規格への調和の問題である。WTO体制成立にともなって締結されたSPS協定の目的は、国内規格を国際規格＝コーデックス規格で統一し、食品の貿易上の障壁をなくそうとすることにある。したがって、コーデックス規格への整合化は、食品表示制度のみならず、食の安全にかかわる基準においてアメリカを中心とする輸出国に非常に有利に作用する。つまり、コーデックス規格への整合化は、輸入国日本の安全基準を輸出国有利な国際基準へ緩和することを意味している。自然条件や食生活の違いを無視し、コーデックス規格へ単純に整合化させることは、日本の食品安全性に新たな問題を引き起こす危険性を孕んでいるといえよう。

## 論 文

## 戦時下の栄養問題と三輪寿壮

—日本勤労栄養学校との関係を中心に—

山本 唯人

(やまもと・ただひと 政治経済研究所 戦争災害研究室)

戦時下の栄養問題  
——民間救護活動調査から

東京大空襲・戦災資料センター戦争災害研究室では、2006年から東京大空襲時の民間救護活動調査を行っている。その中で、最も力を入れて調査を行ったテーマの1つに、戦時下、大日本産業報国会の施設となり、世田谷区祖師谷の日本労働科学研究所内に置かれていた、日本勤労栄養学校の生徒による炊き出しの救援活動がある。

日本勤労栄養学校は、1940年、厚生省労働局の外郭団体である勤労栄養協会によって設立され、品川区鮫洲の東京府機械工養成所の一部を仮校舎として開校した。同年、大日本産業報国会の設立に伴いその傘下に入り、1941年5月、世田谷区祖師谷の日本労働科学研究所内に移転した。労研に移転した後も「設立者」は産業報国会のまま、1941年度の校長は産報厚生部長・野津謙が務めた。1942年度からは労研所長の暉峻義等が校長を兼務し、名実共に暉峻の指導の下で、学校の運営が進められた。

1940年代(前半)は、戦時工業化の進展を背景に、工場労働者の栄養対策が労働政策の課題となった。産業報国会では、厚生対策の1部門として、全国の工場に給食施設の設備を奨励し、その管理に当る新たな職能として「栄養士」の育成を推進した。日本勤労栄養学校は、1946年、暉峻が公職追放の対象となったのをきっかけに閉校に至るまで、女性を中心に300余名の栄養士を送り出し、戦争中は工場施設に、戦後は敗戦による混乱と食糧不足の中、新たな現場を担っていく中核となる人材を育てた。戦時下の集団給食・栄養調査・栄養教育などの実践は、1947年、国家

資格としての「栄養士」の創設や戦後栄養行政の確立につながっていった。

産報の内部で、こうした、労働者の栄養対策、日本勤労栄養学校の運営に指導的役割を果たしていたのが、産報中央本部で厚生局長(および業務局長)を務めた三輪寿壮である。

## 三輪寿壮と産業報国会の厚生対策

三輪寿壮は、1894年、福岡県粕屋郡古賀村出身、東京帝国大学法学部を卒業して弁護士になり、1926年、労働農民党の結党に参加して以来、無産政党運動の中心人物として活動した。無産政党勢力のなかでは、麻生久らと共にいわゆる「中間派」に属し、新体制運動・大政翼賛会の結成には積極的に参加する立場をとった。1947年、翼賛会の連絡部長であったことを理由に公職追放を受け、1950年、追放解除と共に日本社会党に入党、党内右派の重鎮として活動し、1956年、61歳で亡くなった。

産報時代、労働者の厚生対策を重視する三輪たちのグループは「社会政策派」と呼ばれ、産報研究のなかでも注目されてきた(及川英二郎「産業報国運動の展開—戦時生活統制と国家社会主義」『史林』第82巻第1号、1999年など)。産報時代の三輪と栄養問題の関係を見ることは、「社会政策派」と呼ばれるグループの活動の広がりやその意味を、戦前から戦後に至る社会運動・無産政党運動史のなかで深めることになるだろう。

三輪は、1941年3月、大日本産業報国会の厚生局長に就任した。1941年11月1日付で発行された『政界往来』第12巻第11号に、労働者の厚生問題に関する三輪の認識を総括的に述べた論文がある(「臨戦下の労務対策と厚生問題」)。それによれば、「生産性の昂揚、労働力の維持培養」を図るために「福利厚生

施設の拡充強化」は有力な方策の1つであり、特に緊要な問題は「住宅と栄養の問題」にあるとした。栄養問題に関しては、戦時下の食糧物資難に対して主要食糧品の配給機構と消費者組織の確立、また、工場事業場における「栄養食の指導普及」が重要であるとした。この「栄養食の指導普及」のための方策の1つが産報による栄養学校の経営だったといっただろう。

『三輪寿壯の生涯』（三輪寿壯伝記刊行会編集・発行、1966年）によると、三輪が局長に在任した厚生局・業務局で、1941・42年中に推進した主な事業活動のリストに、「栄養指導」の項目があり、具体的には、「工場・鉱山栄養指導隊の派遣」「工場・鉱山栄養士協力会議」「日本勤労栄養学校による栄養士の養成」「共同炊事の実習指導」の4事業が挙げられている。三輪は、労働科学研究所の活動を支援し、労働者の疲労対策・栄養対策を推進すると共に、体育指導者・保健指導者・保健婦・栄養士などの全国的な育成を行った。勤労栄養学校が産報傘下に移って初代の校長・野津謙は、厚生部長として、三輪が最も力を入れた結核対策を担当し、労働作業場における体力測定や職場体操の普及で成果をあげた人物でもあった。

1942・43年ごろは、勤労栄養学校では、労研内への移転で場所問題を解決し、暉峻による指導が確立されたことで体制が安定し、産報のネットワークを通じた就職斡旋により「工場栄養士」の存在が幅広い現場に進出しはじめ、「栄養士養成」のシステムが軌道に乗りはじめた時期に当たっていた。このように、野津や暉峻など、勤労栄養学校を支える主要な人事はいずれも三輪の人脈とつながっており、三輪が彼らと共に展開した厚生対策の積極路線は、戦時下における工場給食施設の発展や、「工場栄養士」の定着を下支えする役割を果たしていたといえるだろう。

### 三輪の積極路線とその破綻

大日本産業報国会厚生部は、勤労栄養協会

が発行した機関誌『栄養生活』（1939年創刊～第3巻第4号、1941年4月）を継承し、『指導資料 栄養生活』（1942年1月～4月号）、『指導資料 産報 栄養篇』（第1巻第1号、1942年5月号）、『産報 栄養篇』（第1巻第2号、1942年9月～第2巻第9号、1943年9月）を発行した（労働科学研究所図書館所蔵）。また、労研内で発行されていた『労働科学研究所所報』には、暉峻が校長に就任した1942年から入学式や卒業式など主要な行事ごとに記事が掲載されている。この2系列の資料から、1943年秋頃までの産報の栄養対策や日本勤労栄養学校の動きをほぼ捕捉することができる。

これらによると、三輪は、1941年3月24日、勤労栄養学校の第1回卒業式から、第2回（1942年3月9日）、第3回（1943年3月20日）卒業式まで、毎年来賓として出席している（第4回卒業式は1943年3月20日に開催されたが、三輪についての記載はない、第5・6回については資料がないため不明）。第2回の卒業生・小池静子さん（『四つ葉のクローバー—思い出の日本勤労栄養学校』文芸社、2008年の著者）が保管していた卒業アルバムには、講師の集合記念写真中央に校長・野津謙と並んで三輪の姿が写っている。『産報 栄養篇』第2巻第4号（1943年4月）に、三輪は「産報運動と栄養問題」という記事を寄せ、栄養問題や栄養士の養成訓練への取り組みが、単なる栄養知識の普及・啓蒙のとどまらず、「産報運動の大きな理念」と一体的関係にあることを強調している。

1944年3月に刊行された近藤とし子『働く女性の生活指導』（協和書房）に、三輪は「序」の言葉を寄せ、勤労管理の指導者に、理屈ではなく、労働者の忠誠心や勤労意欲を呼び起こす「まごころ」の大切さを主張し、この時期の実践記録の刊行に、「女子勤労挺身隊」の結成を援護するものとの位置づけを与えている。このように、三輪の局長時代における栄養対策、日本勤労栄養学校との関わりは形式的なものではない熱心なものであつ

た。近藤とし子は、自伝『根のいとなみ』（草土文化、1983年）のなかで、三輪が勤労栄養学校の校長を務めたと述べているが、これは近藤の記憶違いであろう。しかし、近藤の記憶にそう残ったほど、三輪のこの学校への取り組みが情熱的であったことの1つの証左と見なすことができると思われる。

産業報国会は、複数の思想的傾向を持つグループの寄り合いであり、三輪に代表される「社会政策派」のグループは、松本勇平らの「日本主義派」や、統制経済を「アカ」として忌避する「財界主流派」などとの確執を抱えていた（及川、前掲）。1941年9月、「社会政策派」の人々へのページが進行し、三輪が引き連れて入った八百板正や菊川忠雄らが中央本部から退陣を余儀なくされた。この最初の節目で、三輪はあくまで産報に踏みとどまり、かえって、野津謙や暉峻義等など有力なスタッフを活動の中心に据えることで、自らの目指す「厚生対策」を精力的に推進していったといえる。

しかし、1944年1月の機構改革で三輪は部局を離れ、同年9月、三輪の後ろ盾となっていた平生鈞三郎会長・小畑忠良理事長が退陣すると、三輪も常任理事の地位を退いた。その後の三輪は、産報運動に側面協力しつつ、三宅正一らと戦災復興本部を作り、都市空襲で窮乏化した罹災者の生活支援にあたるなかで、終戦を迎えた。

一方、日本勤労栄養学校では、1944年度の5回生は定員を100人に倍増して、生産拡充の国策に対応した。しかし、5回生の卒業直前に起きた東京大空襲を経て、6回生に至っては、通常の入学・授業の続行は不可能となり、地方出身者の帰郷で生徒数が激減するなか（卒業時は12、3名程度）、1946年1月、暉峻の公職追放をきっかけに学校は解散した。

### 三輪寿壯の足跡 ——〈過渡期〉のドキュメントとして

このように、産報時代の三輪と栄養問題・

勤労栄養学校との関わりを検証してみると、戦後に至るまでの間に、大きく2つの局面が畳み込まれていたことが分かる。1つは、三輪が厚生局長に就任し、積極的な厚生対策を打ち出す中で、給食施設の普及や工場側の認識の深まりにも支えられて、栄養士教育が少しずつ軌道に乗り始める局面。もう1つは、戦局の進展や組織内部での勢力の交代によって、三輪たちの路線が「壁」に突き当たり、戦後における活動の再構築に向けて、混迷と模索の過程が開始される局面。

第1の局面に照準を合わせると、戦時期は、30年代までの下からの社会運動の発展の可能性が閉ざされ、翼賛体制に組み込まれていく時代である。しかし、第2の局面まで含めて見ると、戦時の体制もまた、戦後の占領改革を経て確立する社会経済体制への「過渡期」と見なされる。2006年から調査を進めるなかで、幸いにも10人の勤労栄養学校の卒業生からお話を聞くことができた。彼女たちにとって、学校で過ごした個性的な師との交わりは、栄養学という新しい知識と実践の体系に触れる「出発点」としての意味を持っていた。同時に、彼女たちが工場の現場や東京大空襲の罹災地で目の当たりにした様々な「矛盾」やその対応を模索した経験が、戦後、新たな社会状況の下で提示された「栄養士」資格や女性としての生き方、社会運動などに参加していく素地を作っているように思われる。しかし、そこにあった空間と主体的な交渉の記憶は、中学生・学童疎開世代から下の人々が語る「戦争体験」からは抜け落ちて行ってしまう。

三輪寿壯の経験と歩んだ足跡は、こうした〈過渡期〉の空間の放つ輝きとその影を照らし出す、動乱と苦悩に満ちたドキュメントとしての意味を持っていると思われる。

（本稿を作成するにあたり、小池静子さん、石川美智子さんをはじめ、お話を聞かせて頂いた日本勤労栄養学校卒業生の方々、労研の増田富江さん、横浜国大の大門正克先生にお世話になりました。記して感謝します。）

書 評

## 高田太久吉著『金融恐慌を読み解く』を読んで

合田 寛

(ごうだ・ひろし 政治経済研究所 主任研究員)

一昨年秋のリーマンショックを契機とする世界金融恐慌の勃発から一年半が過ぎた今もなお、世界経済は危機からの出口を見出すことができないでいる。

高田太久吉著『金融恐慌を読み解く』（新日本出版社、2009年10月）は、現在進行中の世界的経済危機の背景を浮き彫りにし、原因を突き止め、バブルの形成とその崩壊のメカニズムを解き明かし、そこからの打開策を探ることを狙いとしている。本書の特徴は単に金融市場をはじめ金融システム内での問題としてではなく、現代経済に内在する諸矛盾のなかで、さらに資本主義の現段階を特徴付けるものとして総合的、歴史的に捉えようとしている点にある。以下、いくつかの論点を紹介し、あわせて筆者の感想を述べたい。

## 「経済の金融化」

本書は現代資本主義の歴史的特質を「経済の金融化」の深まりと捉える。著者によれば「経済の金融化」とは金融市場や金融産業が膨張し、経済におけるその比重が高まっていること、実物資産に対して金融資産の蓄積が急速に進み、実体経済から離れた貨幣資本の独自の運動が顕著であること、これらの結果企業も家計も、金融市場への依存の度合いが高まりその動向に大きく影響されていること、などである。それは80年代以降、アメリカを始めとして主要先進諸国で共通に見られる現象だとする。

その背景として著者は次の諸点を挙げる。第一に、70年代以降の先進各国の経済停滞、資本主義の行き詰まりに対応して優勢となった新自由主義イデオロギーとそれにもとづく経済政策がある。新自由主義の理念にもとづいて市場重視の政策が推進され、規制緩和や自由な企業活動を促進する政策が採られた結

果、もともと動きの速い貨幣資本が規制の束縛から逃れ、金融利得の極大化を目指して運動し、国内の規制のみならず、国境の壁を容易に乗り越え、グローバル化の波に乗って、世界を自由に動き回るようになってきていること。

第二に、実体経済の停滞の反面として貨幣資本の蓄積が急速に進み、世界的に過剰な貨幣資本が生まれたことである。過剰な貨幣資本は著者によればアメリカの国際収支赤字、産油国の外貨準備、各国の金融緩和政策などによって生み出されたものであるが、他方企業からの資金需要が相対的に縮小したことから蓄積されたものであること。

第三に、より根本的には生産と消費の不均衡、世界的な過剰生産と経済の低成長がある。低成長にもかかわらず企業利潤を確保するために、賃金の抑制と雇用の不安定化が進められ、福祉が切捨てられ、貧困と経済格差の拡大がもたらされた。その結果一方において富裕者によって金融資産が蓄積される一方、他方において債務の蓄積が進行したこと。

現代資本主義の特徴を「経済の金融化」という視点で捉え、金融主導型資本主義と規定する考えは的確であり、現状を分析する上において極めて有効である。バブルとその破裂、金融恐慌、雇用不安、低賃金、貧困、所得格差の拡大など、現代資本主義が直面しているさまざまな問題は「経済の金融化」と密接にかかわって生じている。現代資本主義を「グローバル資本主義」として捉えることもできるが、現代のグローバル化の中心的な要素は金融の肥大化であり、国境を瞬時に乗り越える国際マネーの力を抜きにグローバル化を考えることはできない。

## 大手投資銀行と機関投資家

「経済の金融化」の進展のもとにおいては

金融バブルが常態化し、膨張したバブルは世界のいたるところで崩壊する。それは1987年のニューヨークにおけるブラックマンデー、90年代の日本のバブル崩壊、97年のアジア通貨危機、98年のロシア金融危機とアメリカの巨大ファンド LTCM の破綻、2001年のアメリカの IT バブルの崩壊、その後の住宅バブルとサブプライム危機など、近年における一連の経過が示すところである。著者はこのことを現代資本主義を特徴づける慢性的病理現象と見る。

しかし過剰な貨幣資本が存在するからといって自然にバブルが膨らみ、また崩壊するのではない。著者はバブルを惹き起こす主要な立役者として大手投資銀行や金融コングロマリットをあげる。伝統的業務から収益が期待できなくなった大手投資銀行や金融コングロマリットによる新たな収益機会をねらった戦略が金融システムを動かしているとする。

他方、当面過剰となったマネーはさしあたって機関投資家の手に蓄積される。機関投資家には年金、保険など、安全運用をベースとする投資家もあれば、ヘッジファンド、投資ファンドあるいは政府ファンドなどのようにリスクは高くても高利回りを追求するファンドもある。近年通貨当局の金融緩和政策とあいまって、金利、利回りが低下している環境の下で、機関投資家は年金基金、保険なども含め、全体として高リスク・高利回りの金融商品に多くの資産を運用しようとしている。

一方において大手投資銀行や商業銀行によって新しい収益機会の獲得要求が高まり、他方において機関投資家による高収益運用先の確保要求が強まった状況の下で、投資銀行は高利収益を求める機関投資家にふさわしい投資商品の開発と販売に、新たな収益分野を見出した。著者はこの事情を「この二つの利害関係が金融システムを動かす最重要な動因になっている」(p63) と述べて強調している。

しかし資金供給者と金融商品開発者の二者だけではシステムは完結しない。そこには資金の借り手＝資金需要者の存在が必要となる。

しかもリスクの高い借り手ほど高い利回りを生むことができるので好都合である。近年の経済成長の低下と大企業の資金需要の停滞のもとで、家計や個人、あるいは M&A や不動産関連の資金を借り入れる企業が新しい資金需要者として歓迎された。投資銀行はリスクの高い借り手を探し、組まれたローンをもとに機関投資家の要求に合致する魅力的な証券に仕立て（証券化）、これを販売しあるいは自ら保有することによって高収益をあげる業務に乗り出した。

ここで明らかなようにこのシステムにおいては、あくまで投資銀行と機関投資家が主役であり、資金需要者は彼らのために利用される受動的存在に過ぎない。金融の本来の機能は資金が不足する者のために必要な資金を供給することにあるとすれば、ここに見られるのはいわば逆立ちした金融仲介構造であるといわなければならない。

さらにこうしたシステムが持続していくためには、国民に間に常に新たな債務者が増え続ける必要がある。そのためのもっとも都合の良い環境は、格差が拡大され、多くの国民の所得が低レベルに抑えられることである。新自由主義路線にもとづく市場中心主義、利潤至上主義の経済運営は、産業大資本にとってばかりでなく大手金融機関にとっても好都合な環境を提供した。賃金が押し下げられ格差が拡大すれば、一方において有り余る資金を有する富裕者が生まれ、豊富な投機資金が供給され、他方において大量の借金漬けの消費者層を作り出すことができる。投資銀行と機関投資家にとっては絶好の環境である。

ジャック・アタリはこのあたりの事情をすばり次のように表現する。「この史上初といえるグローバルな金融危機は、きわめて簡単に言えば、アメリカ社会が自国の中産階級に対して、きちんとした賃金を与えられなかったために発生した」「富の分配の偏りを見直すことなくアメリカ経済の成長を維持していこうとすれば……中産階級には借金漬けにならなければならない」（『金融危機後の

世界』作品社、2009年)

## 「リスクの商品化」と 巨大金融機関の投機活動

一定量の原債務をもとに、できるだけ多くの金融商品を作り出すこと、機関投資家のニーズに応じた多彩な商品群を提供することも、そのシステムが永続する条件である。

機関投資家の投資ニーズはさまざまであるが、一般にリスクは最小限に抑えながらできるだけ高い利回りを保証するものが求められる。そこでリスクの高い原資産をもとにして、リスクを軽減したり切り離したりした高利回りのさまざまな金融商品が金融工学を駆使して開発された。

その際とられた方法が証券化であり、サブプライムローンのようなリスクの高いローンを一束にして証券化し、それをさらにリスクや利回りの異なる数個のクラス（トランシュ＝フランス語で切り分けるの意）に切り分けて再証券化する。その際、シニア、メザニンなどリスクと利回りに応じた一連の商品を品揃えし、機関投資家がリスク選好度に応じて、自らの運用方針に合った商品を購入できるようにする。こうした手法による金融商品の開発を著者は「リスクの商品化」と名づける。

リスクとは将来の不確実性を意味するものなので、それをもとにしてつくられた商品はたとえ格付けや保険で裏打ちされていても、もともと実体のない商品である。投資銀行は原資産から二次、三次と幾重にも組み替える証券化の手法によってさまざまな種類の膨大な金融商品を組成した。これによって投資銀行はより多くの機関投資家に商品を販売し、また新たな投資家を呼び込むことが可能となった。

大手投資銀行はこれらの仕組み商品を組成し販売することによって莫大な手数料収入を獲得しただけでなく、市場から調達した資金でレバレッジを利かし、自ら自己勘定で保有し利ざやを稼ぐことができた。大手商業銀行も傘下に SIV と呼ばれるペーパーカンパ

ニーを設立し、これらの金融商品を保有し利益を上げた。銀行以外の金融会社、ヘッジファンドなど当局の規制が及ばないいわゆるシャドーバンキングも、こうした高リスク金融商品に群がり、取引を膨らませ、証券市場を過熱させることによって最大限の利益を引き出した。

著者はこのように大手金融機関による金融の証券化とりわけ金融工学を活用した「リスクの商品化」が、金融市場を投機化させてバブルの原因を作り出していることを抉り出している。

## 資本主義の「歴史的限界」と現代の課題

経済の金融化と過剰な貨幣資本は、グローバル化と新自由主義に基づく市場中心主義経済政策の下で、金融市場を投機化させているばかりか、石油や農産物など商品市場にも侵入し、生活必需品までを投機の対象にするにいたっている。さらに今回の世界金融危機は多くの国の実体経済を直撃し、雇用を脅かし、格差を拡大し、社会保障など国民の生活基盤にも著しい悪影響を及ぼしている。

以上のような分析に立って著者は、現状はいまや「市場の失敗」にとどまらず、「資本の失敗」の様相を示しており、現代資本主義は人類の生存とその将来を保障できなくなっており、もはや部分的な手直しでは克服できない歴史的限界に逢着していると診断する。著者はこうした立場に立って、当面する課題として、新自由主義政策を逆転し金融機関と金融システムを公共財、社会関係の基盤と位置づけ、規制の強化などによって金融主導型経済の転換をはかることを提唱している。

今回の世界金融恐慌を資本主義制度固有の病理として捉え、「資本主義の限界」論をはじめ「資本主義システムの崩壊」、「アメリカ金融帝国の崩壊」などなど、資本主義のシステムそのものを根柢から批判するさまざま論調が広く生まれる状況が出ている。たしかに70年代以降、経済の行きづまりに直面した現代資本主義が、その起死回生策として選択

した道が「経済の金融化」であったことからすれば、その「金融化」のまさに最先端で起きた今回の世界金融恐慌は、資本主義そのものの存続の可否を問う深刻な問題を提起しているものといえる。

しかし資本主義の行きづまりがさらに深まったとはいえ、直ちにそれに代るシステムに移行する条件が成熟しているわけではない。いま世界はグローバル化の波の中で、旧共産圏や途上国を含め世界の多くの国が資本主義の経済システムの下に包摂されている。また資本主義には英米型とは別にヨーロッパの福祉型資本主義など多様なタイプがあり、また途上国を含め少なからぬ国で新自由主義路線とは異なる資本主義の代替的システムが模索されている。

本書で著者が主張するように「経済の金融化」が問題の根源にあるとするならば、「金融化」した経済をどう正常な経済に戻すかが、さしあたっての課題となるであろう。近年の目覚ましい金融技術の発展や金融機能の拡大を、暮らしや経済にどう生かしていくことができるのか。バラバラに切り離された「ヒト・モノ・カネ」を再び統合する理念と政策が求められる。

もちろん資本主義も他のシステムと同様に、歴史的制約を免れないものであり、いずれそれは乗り越えられ、より進んだシステムに移行することは避けられない。そして資本主義を乗り越えた先に来るべき未来社会についても、新しいタイプの社会主義を含めさまざまな可能性があり、模索が始まっている。いずれにしても資本主義を乗り越える力と方向およびその内容は、資本主義システムの進展の中に胚胎し成熟していくものであり、その中で、生まれる運動によって切り開かれていくものであろう。

著者はカール・ポラニーにならい、金融システムを社会経済システムに「埋め込む」ことを提案しているが、市場を社会に「埋め込んだ」資本主義と市場の機能を取り込んだいわゆる市場社会主義との間にはそう大きな距

離はない。伊藤誠氏は資本主義にも社会主義にも多様なモデルが生まれていることを示した上で、こうした多様な政治経済体制の「選択肢の間の壁」が低くなっており、民衆運動によって乗り越えられる可能性が増していることを指摘している（伊藤『幻滅の資本主義』大月書店、2006年）。

また鶴田満彦氏はつぎのようにいう。恐慌は諸矛盾の暴力的な爆発であるとともにその一時的な解決でもある。今回の恐慌を通じ過剰信用や過剰生産は圧縮されることになるが、その後に表示される経済は元に戻るだけでなく、大きい構造変化を伴う。どのような変化が生ずるかは自然にきまるのではなく、「現状を見据えた地球市民の意思と行動にかかっている」と（鶴田、「グローバル資本主義と日本経済」櫻井書店、2009年）。

著者は金融グローバル化に対して途上国や先進国の市民運動や労働運動による批判的な潮流が高まっていることを紹介しているが、こうした運動も現代資本主義を乗り越える力大きな要素となるであろう。こうした運動が充分成熟したときにこそ資本主義の限界は現実のものになる。どのような運動が資本主義の限界をどのように乗り越えていくのか、それが本書を読んだ私の最大の関心事である。

本書は現に進行している世界金融危機をリアルタイムで追跡し、これに関する世界中の経済学者や専門家の最新の膨大な著書や論文を渉猟することによってまとめられ、複雑で込み入った金融の世界を余すところなく解き明かすことに成功している。同時に著者は本書の執筆過程において、金融労働者や市民研究者などを中心とする勉強会でたびたび報告し、討論を積み重ねるなかで練り上げたものであり、単なる学術書にとどまるものではない。いずれにせよ本書は時宜にかなったユニークな書であり、読者は本書から多くのことを学び、また考えることができるであろう。